○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－593	モロオカ　MST－2200VD－III	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－606	ボーマク　BW211－4	コベルコ建機株式会社	広島県広島市佐伯区五日市港二丁目2番1号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十七年三月二十三日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－101	クボタ　SRH1400	株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十七年三月二十三日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－110	ヤンマー　GC1450	ヤンマー株式会社	大阪府大阪市北区鶴野町1番9号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十七年三月二十四日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－8	キャタピラー　M325D	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NS2－75	キャタピラー　259D－LVE	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十七年三月二十四日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V55	キャタピラー　374D	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NS2－V56	キャタピラー　390D	〃	〃